

国家戦略特区における保険外併用療養の特例対象医療機関の
審査についての東京都の要望

○東京圏においては、既に3医療機関が、厚労省先進医療会議における選定基準(以下「基準」という。)への適合審査を経て、保険外併用療養特例の対象とされたところ。

○その一方で、同会議において、いずれの医療機関も、附帯意見により、今後のARO機能の充実に必要な人員体制等の強化を示すロードマップ提出(※)が求められ、医療機関によっては年間約1億円の負担が新たに生ずる見込みと聞いている。

※全ての医療機関に対する附帯意見(平成27年2月18日中医協総会)

今後、ARO機能*の充実が必須であり、そのために必要な体制の強化について、具体的なロードマップ及び人員確保の計画を提示すること。

*ARO (Academic Research Organization) 機能：質の高い多施設共同臨床研究を企画・立案し、他の医療機関と共同で実施できること。また他の医療機関が実施する臨床研究を支援できること。

○今後、特区の申請とは直接関係のないARO機能の充実化については、各医療機関のニーズに基づき、保険外併用療養特例に係る基準への適合審査とは別の機会に議論していただくことを要望する。